

Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一の二(一)次葉

「50」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳

法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「7」)	11		地方	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「8」と(38)のうち少ない金額)	39	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		方	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41	

法人税額の計算

連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 - (50)	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55	
法人の場合	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項第1号」 ② 「区分番号」欄：「10369」 ③ 「適用額」欄：「50」欄の金額(円単位)					56
	(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一の二(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。</u>					57
連結					60	
	課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	59	000	(59)の4.4%相当額	61	

この申告が修正申告である場合の計算

法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	62		地方	この申告前の	連結所得の金額に対する法人税額	70		
		課税土地譲渡利益金額	63		方	の	課税連結留保金額に対する法人税額	71		
		課税連結留保金額	64		法	人	申	課税標準法人税額 (70)+(71)	72	000
		法人税額	65		税	告	の	確定地方法人税額	73	
		還付金額	66	外	額	前	の	中間還付額	74	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (10-(65))若しくは(10+(66))又は(66-(28))	67	外	計	算	の	欠損金の繰戻しによる還付金額	75	00
		この申告前の	連結欠損金の当期控除額	68				この申告により納付すべき地方法人税額 (44-(73))若しくは((44+(74)+(75))又は((74-(45))+(75-(45)の外書))	76	00
	翌期へ繰り越す連結欠損金	69								

別表一の二(一)次葉 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分